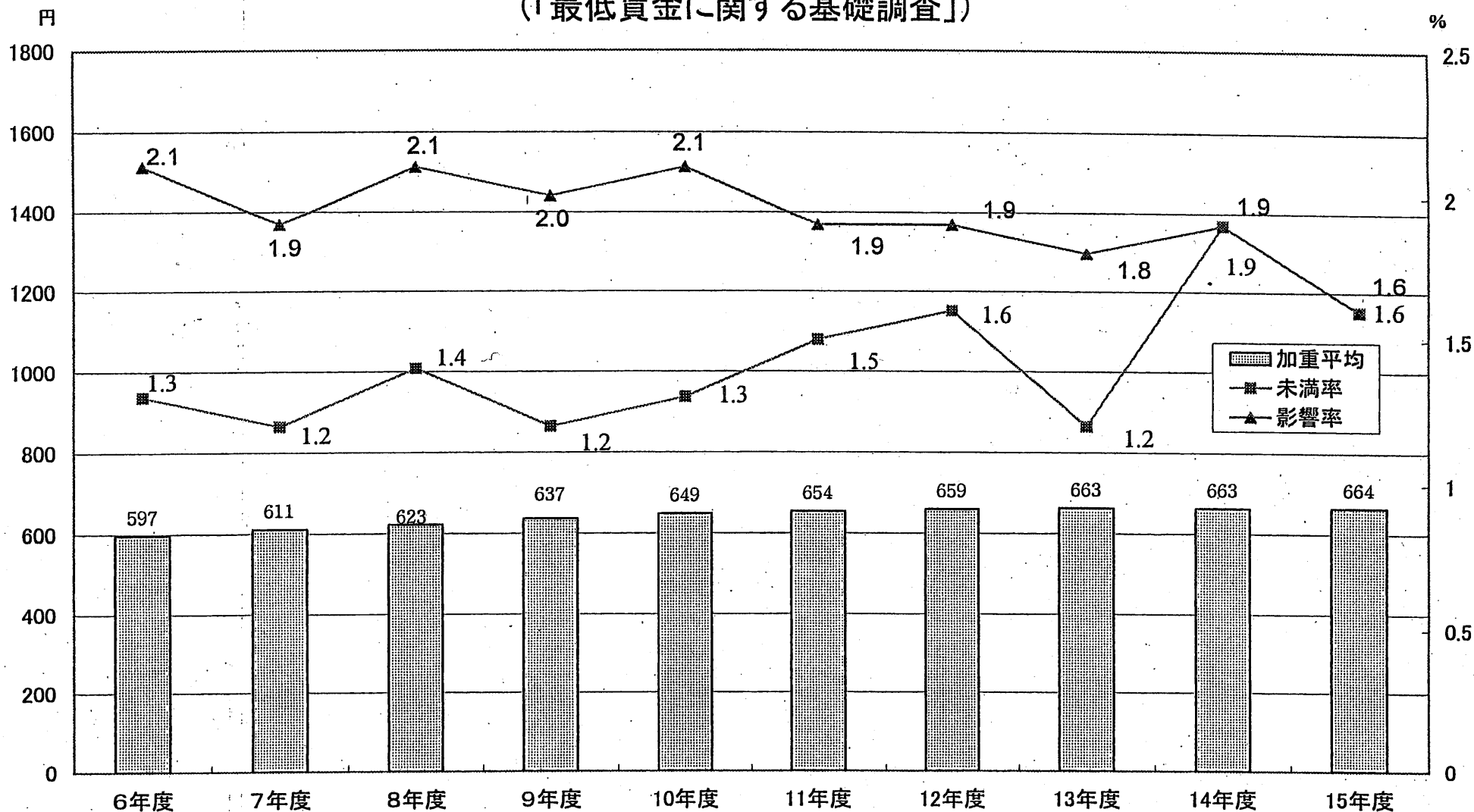
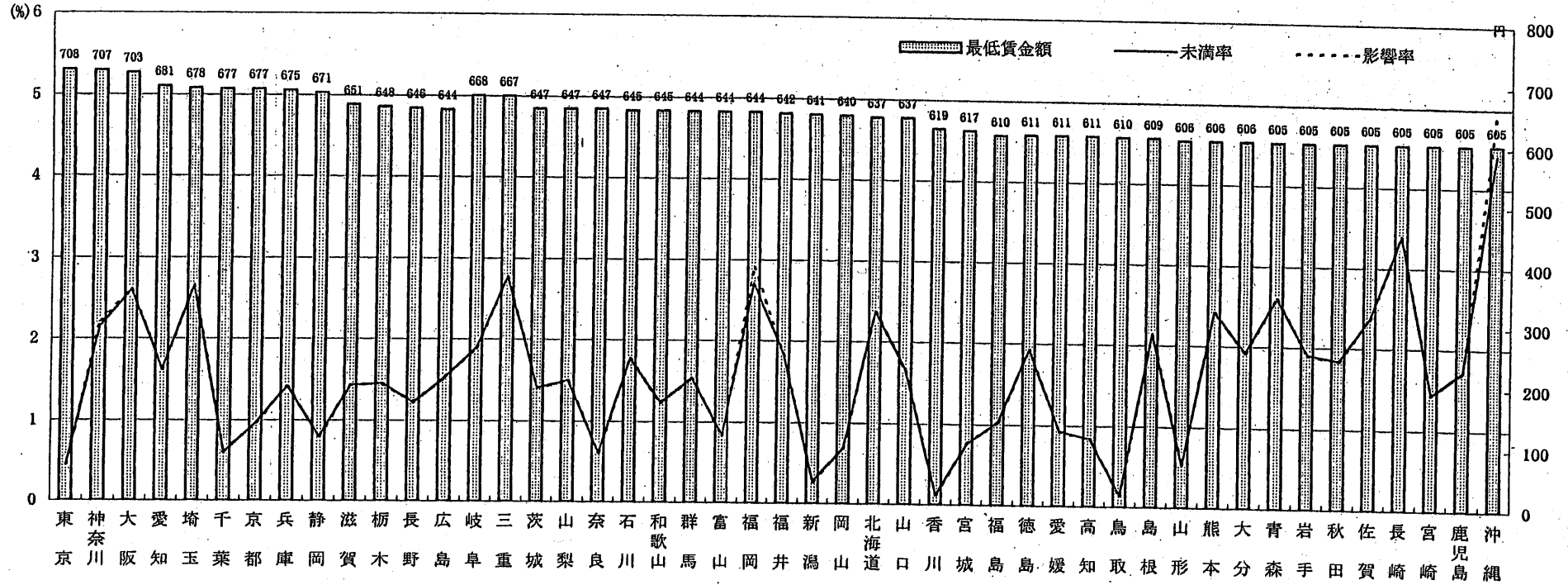


地域別最低賃金の未満率及び影響率の推移② (「最低賃金に関する基礎調査」)



1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。
 2 未満率・影響率は、厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」によるもの(事業所規模30人未満(製造業は100人未満))

都道府県別地域別最低賃金の未満率と影響率(平成15年度)



29

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	京都	兵庫	静岡	滋賀	栃木	長野	広島	岐阜	三重	茨城	山梨	奈良	石川	和歌山	群馬	富山	福井	福井	新潟	岡山	北海道	山口	香川	宮城	福島	徳島	愛媛	高知	鳥取	島根	岡山	熊本	大分	青森	岩手	秋田	佐賀	長崎	宮崎	鹿児島	沖縄	全国平均
未満率	0.5	2.1	2.6	1.6	2.7	0.6	1.0	1.4	0.8	1.4	1.5	1.2	1.5	1.9	2.8	1.4	1.5	0.6	1.8	1.2	1.5	0.8	2.7	1.8	0.3	0.7	2.4	1.7	0.1	0.8	1.0	1.9	0.9	0.8	0.1	2.1	0.5	2.4	1.9	2.6	1.9	1.8	2.4	3.4	1.4	1.7	4.4	1.6
影響率	0.5	2.2	2.6	1.6	2.7	0.6	1.0	1.4	0.8	1.4	1.5	1.2	1.5	1.9	2.8	1.4	1.5	0.6	1.8	1.2	1.5	0.8	2.9	1.8	0.3	0.7	2.4	1.7	0.1	0.8	1.0	1.9	0.9	0.8	0.1	2.1	0.6	2.4	1.9	2.6	1.9	1.8	2.4	3.4	1.4	1.7	5.0	1.6

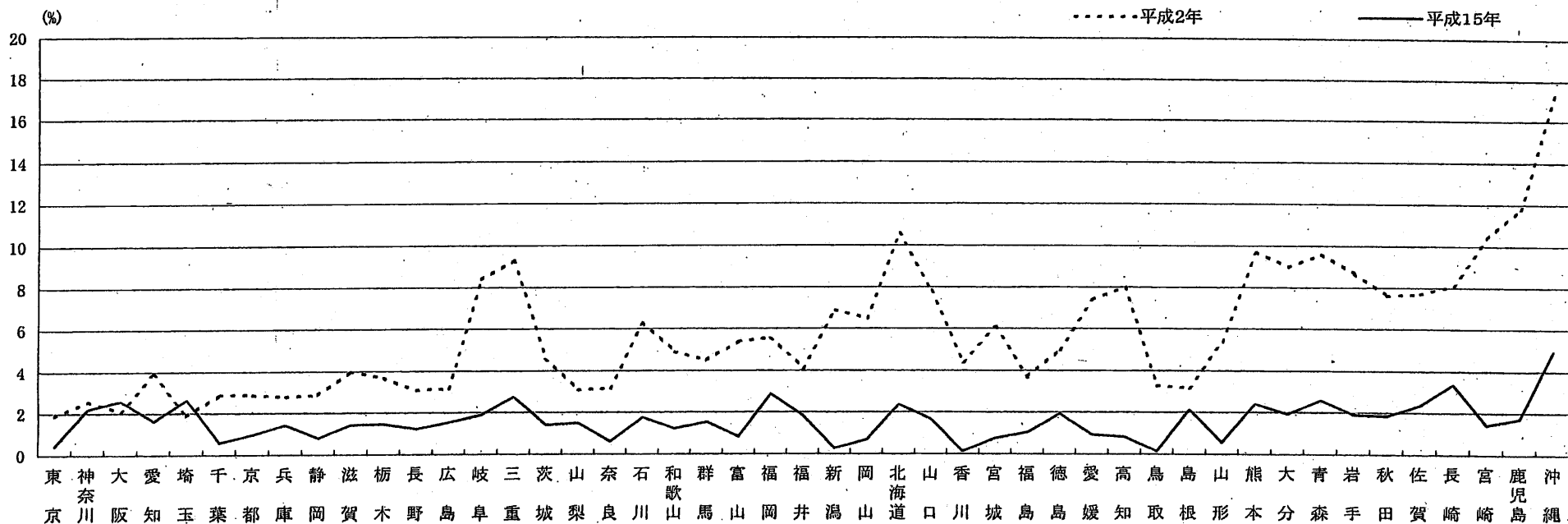
資料出所 厚生労働省「平成15年度最低賃金に関する基礎調査」
 (注) 未満率・影響率の全国平均は加重平均値である。

地域別最低賃金の影響率の比較(平成2年度及び平成15年度)

全国・都道府県別影響率

平成2年度(全国平均) 4.5%

平成15年度(全国平均) 1.6%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	京 都	兵 庫	静 岡	滋 賀	栃 木	長 野	広 島	岐 阜	三 重	茨 城	山 梨	奈 良	石 川	和 歌 山	群 馬	富 山	福 岡	福 井	新 潟	岡 山	北 海 道	山 口	香 川	宮 城	福 島	徳 島	愛 媛	高 知	鳥 取	島 根	山 形	熊 本	大 分	青 森	岩 手	秋 田	佐 賀	長 崎	宮 崎	鹿 児 島	沖 縄	全 国 平 均
平成2年	1.9	2.6	2.1	3.9	1.9	2.9	2.9	2.8	2.9	4.0	3.7	3.1	3.2	8.4	9.3	4.6	3.1	3.2	6.3	4.9	4.5	5.4	5.6	4.1	6.9	6.5	10.6	7.8	4.4	6.1	3.7	5.0	7.4	8.0	3.3	3.2	5.4	9.7	9.0	9.6	8.7	7.6	7.7	8.1	10.4	11.8	17.3	4.5
平成15年	0.5	2.2	2.6	1.6	2.7	0.6	1.0	1.4	0.8	1.4	1.5	1.2	1.5	1.9	2.8	1.4	1.5	0.6	1.8	1.2	1.5	0.8	2.9	1.8	0.3	0.7	2.4	1.7	0.1	0.8	1.0	1.9	0.9	0.8	0.1	2.1	0.6	2.4	1.9	2.6	1.9	1.8	2.4	3.4	1.4	1.7	5.0	1.6

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(平成2年度及び平成15年度)

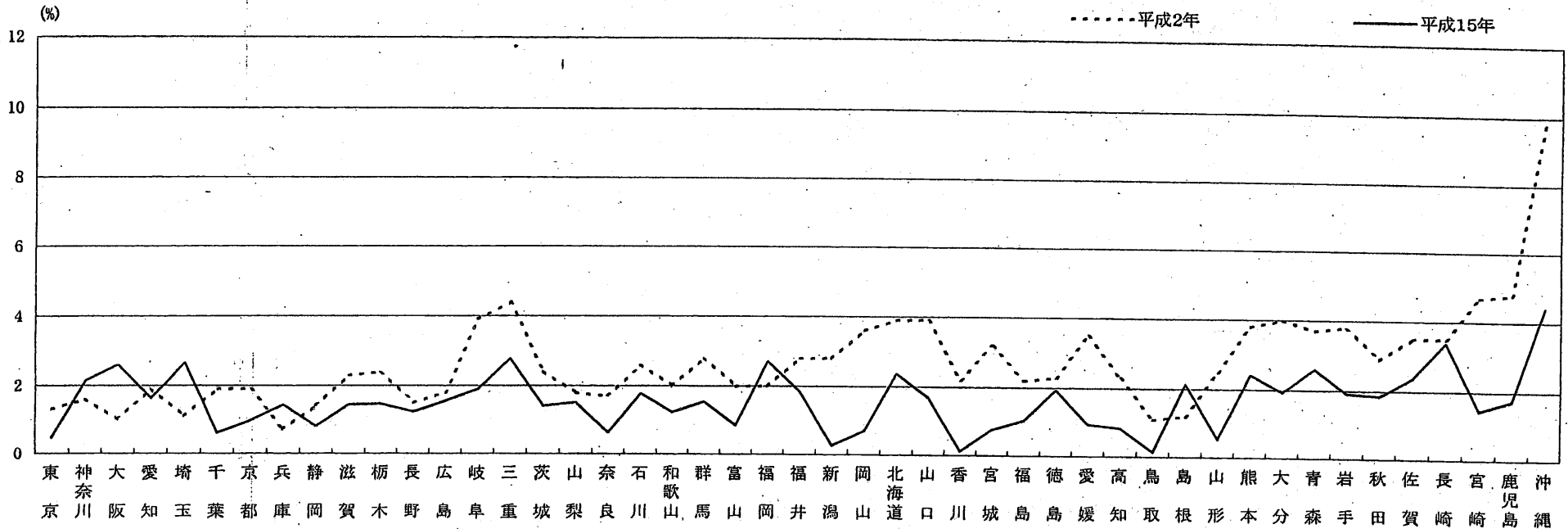
(注) 全国平均は加重平均値である。

地域別最低賃金の未満率の比較(平成2年度及び平成15年度)

全国・都道府県別未満率

平成2年度(全国平均) 2.1%

平成15年度(全国平均) 1.6%



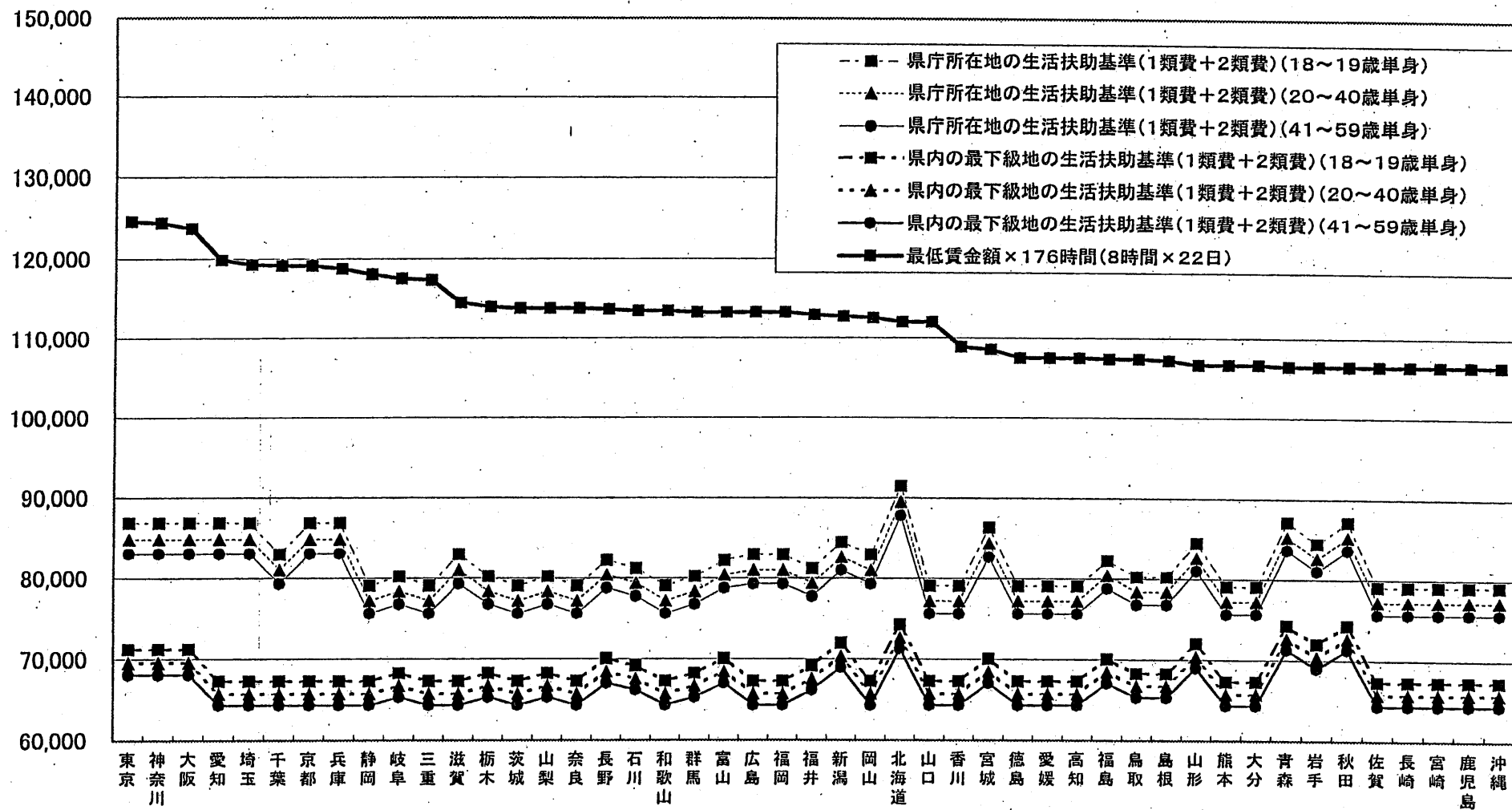
	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	京 都	兵 庫	静 岡	滋 賀	栃 木	長 野	広 島	岐 阜	三 重	茨 城	山 梨	奈 良	石 川	和 歌 山	群 馬	富 山	福 岡	福 井	新 潟	岡 山	北 海 道	山 口	香 川	宮 城	福 島	徳 島	愛 媛	高 知	鳥 取	島 根	山 形	熊 本	大 分	青 森	岩 手	秋 田	佐 賀	長 崎	宮 崎	鹿 児 島	沖 縄	(%) 全 国 平 均
平成2年	1.3	1.6	1.0	1.9	1.1	1.9	1.9	0.7	1.4	2.3	2.4	1.5	1.8	3.9	4.4	2.4	1.8	1.7	2.6	2.0	2.8	2.0	2.8	2.8	3.6	3.9	3.9	2.2	3.2	2.2	2.3	3.5	2.3	1.1	1.2	2.5	3.8	4.0	3.7	3.8	2.9	3.5	3.5	4.7	4.8	9.9	2.1	
平成15年	0.5	2.1	2.6	1.6	2.7	0.6	1.0	1.4	0.8	1.4	1.5	1.2	1.5	1.9	2.8	1.4	1.5	0.6	1.8	1.2	1.5	0.8	2.7	1.8	0.3	0.7	2.4	1.7	0.1	0.8	1.0	1.9	0.9	0.8	0.1	2.1	0.5	2.4	1.9	2.6	1.9	1.8	2.4	3.4	1.4	1.7	4.4	1.6

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(平成2年度及び平成15年度)

(注) 全国平均は加重平均値である。

生活保護(生活扶助基準1類費+2類費)と最低賃金

単位:円



(注)生活扶助基準額には冬期加算を含めて計算。